

ルワンダ政府に対し

ピーター・アーリンダー氏の即時釈放を求める声明

ニューヨークタイムス (May28,2010)、BBC ニュース (Friday28May2010, 18:47GMT,UK) 及び関係者の情報によれば、ピーター・アーリンダー氏が、5月28日金曜日に、ルワンダの首都キガリにおいて、ルワンダの警察に逮捕されました。逮捕容疑は、ルワンダ国際刑事法廷及び同氏の出版物において、虐殺の事実を否定したということです。

ピーター・アーリンダー氏は、アメリカ合衆国ミネソタ州のウィリアム・ミッチェル・ロースクールの教授で刑事司法の専門家です。ピーター・アーリンダー氏は、私たち自由法曹団との関係では、アメリカの法律家団体ナショナル・ロイヤーズ・ギルド (NLG) の元議長として日米法律家間の友好と協力の発展に尽力し、アメリカ刑事司法制度を中心としたアメリカの法制度の内容と実態を教示し、10数年来の友人として交流を続けてきました。

報道によれば、ピーター・アーリンダー氏は、かねてよりルワンダ国際刑事法廷において虐殺の被告人らの刑事弁護人の一人として指導的立場にあり、United Democratic Forces of Rwanda の議長で虐殺思想を助長援助する罪で起訴されている Victoire Ingabire Umuhoya 氏の刑事弁護活動のためにルワンダに入国していたとのことです。

近代民主主義国家においては、刑事弁護人が刑事被告人の弁護活動をする権利は完全に保障されなくてはなりません。刑事弁護人は、刑事被告人がどのような人物であれ、刑事被告人を弁護したという理由で逮捕されてはなりませんし、刑事被告人の弁護活動としてなされた言論の内容によって逮捕されてはなりません。国家刑罰権は、適正手続きと言論の自由が保障されるという土台の上にならなければ初めて正当なものとして認知されるものです。

ピーター・アーリンダー氏の逮捕は、同氏の刑事弁護人としての活動に対する不当な干渉・弾圧です。わたしたち自由法曹団は、日本において最も歴史があり影響力のある法律家団体の一つですが、民主主義、適正手続き主義、刑事弁護人の弁護活動及び言論の自由を擁護する日本の法律家として、ピーター・アーリンダー氏の友人として、ルワンダ政府に対し、同氏の即時釈放を強く求めます。

2010年5月31日

自由法曹団 団長 菊池 紘

〒112-0002

東京都文京区小石川2丁目3番28号

DIK マンション小石川201

電話 03-3814-3971

ファックス 03-3814-2623